

辻堂地区にお住まいの皆様へ

2021年（令和3年）1月20日

## 津波災害警戒区域の指定に関する説明会の開催について

- 最大クラスの津波が発生した場合でも「何としても人命を守る」という基本理念のもとで、総合的な地域づくりの中で津波防災を推進する「津波防災地域づくりに関する法律」（通称：津波法）が平成23年12月に施行されました。
- 県では、津波法に基づく津波災害警戒区域（通称：イエローゾーン）の指定に向けて、地域の皆様への説明を進めています。
- このたび、イエローゾーンの説明会を次のとおり開催しますのでお知らせします。
- 新型コロナウイルス感染症の感染対策として、入場者数を制限するため電話申込制といたします。（※申し込み者多数の場合、同日に2回目を設定いたします。）

### ●説明会

【開催日時】 2021年（令和3年）2月13日（土曜日） 13時00分～14時00分

【開催会場】 辻堂市民センター ホール（先着50名）※電話申し込み

藤沢市辻堂東海岸1丁目1-41（裏面の会場案内図ご参照）

【説明内容】 津波ハザードリスク、津波対策及び津波災害警戒区域の指定などについて、説明を行います。

【申し込み方法】 電話にて下記にお申し込みください。（2月10日（水曜日）までに）

（お名前・住所・連絡先をお伝えください）

申し込み先 辻堂市民センター 電話0466-34-3661

平日午前8時30分～午後5時まで（土・日・祝日を除く）

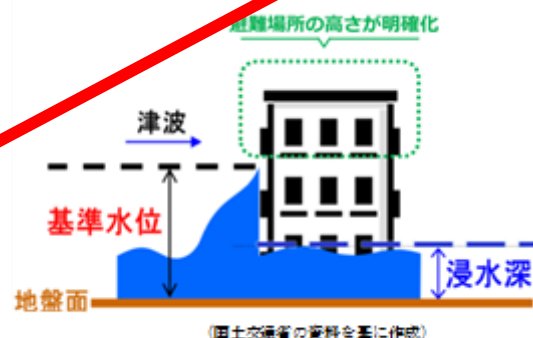
※片瀬地区・鵜沼地区にお住いの方への説明会は、別途開催します。

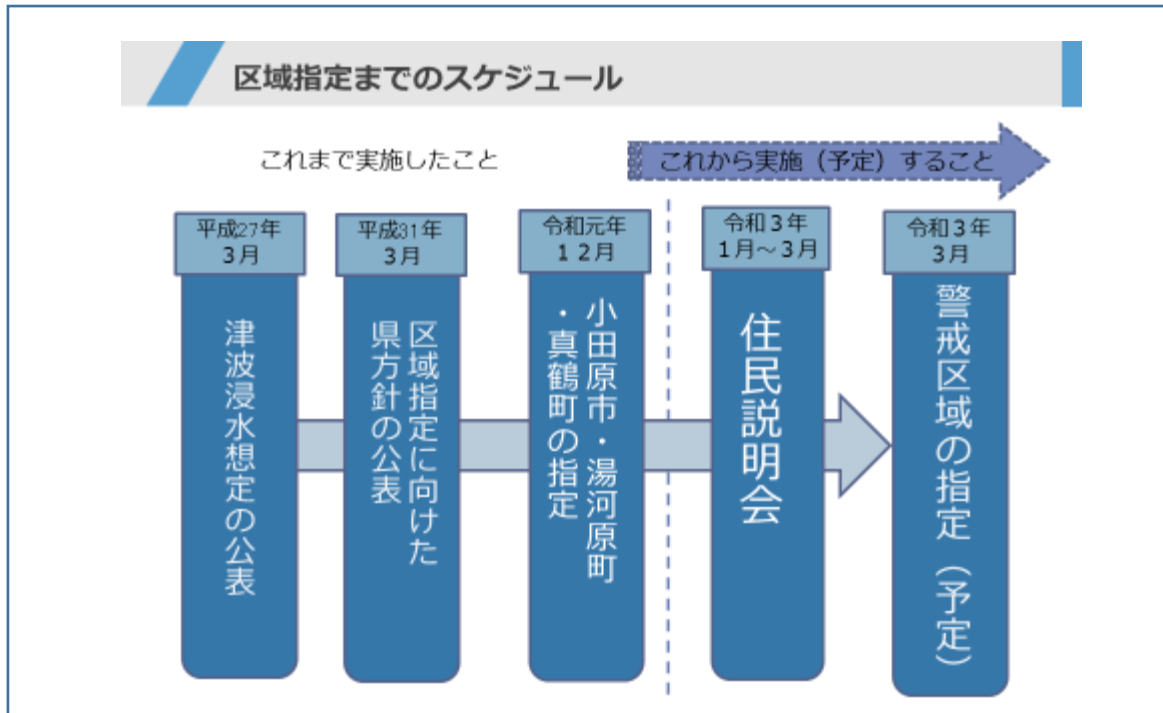
### ●イエローゾーンについて

- 津波浸水想定を踏まえて、警戒区域を指定します。
- 開発規制や土地利用規制はありません。
- 津波浸水想定で示した津波リスクに対して、警戒避難体制の整備を促進します。

### 【指定することの主な効果】

- (1) 基準水位（せき上げ高）により、避難場所の高さが明確化
- (2) 要配慮者施設等への避難確保計画の作成・訓練の義務化
- (3) 市町地域防災計画の拡充





## <説明会 会場案内図>

### 【説明会場】

辻堂市民センター ホール

（藤沢市辻堂東海岸1丁目1-41）

※駐車場はありません。



## ●問合せ先

### 1 津波災害警戒区域の指定について

神奈川県 暮らし安全防災局 防災部 災害対策課 応急対策グループ

電話 045-210-1111 （内線 3432）

神奈川県 県土整備局 河川下水道部 砂防海岸課 なぎさグループ

電話 045-210-1111 （内線 6516）

### 2 説明会について

藤沢市 防災安全部 危機管理課

電話 0466-25-1111 （内線 2432）

### 3 申し込みについて

辻堂市民センター

電話 0466-34-8661